

Kobe football park Iwaoka

利 用 規 定



神戸市サッカー協会

目次

(1)	目的	1
(2)	用語の定義	1
(3)	適用範囲	1
(4)	施設の利用可能日	1
(5)	施設の利用時間	1
(6)	利用料金	2
(7)	利用申し込み方法	2
(8)	利用の許可	2
(9)	利用料金の支払い	2
(10)	施設拡充負担金の支払いについて	2
(11)	利用の打合わせ	3
(12)	利用承認の制限	3
(13)	施設利用許可の取り消し	3
(14)	施設利用の制限	3
(15)	施設利用の禁止事項	3
(16)	施設利用の中止	4
(17)	フィールド面利用上の注意事項	4
(18)	利用料金の返還	4
(19)	利用の変更届け出	4
(20)	利用者の責務	4
(21)	免責と損害賠償責任	5
(22)	本規定の改定	5
(23)	本規定に定めのない事項	5

1 目的

本規定は、神戸市サッカー協会「kobe football part iwaoka」グラウンド（以下グラウンドという）における施設の利用に関し、利用者に遵守していただくべき事項を定め、施設の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とします。

2 用語の定義

本規定において利用する用語の定義は、以下のとおりです。

- (1) 競技：サッカーの公式戦・練習試合（各種別の非公式な大会を含む）及び練習
- (2) 利用者：競技者及び競技関係者(観客を含む)を示します。
- (3) 施設：フィールド面・管理棟・更衣室棟・トイレ棟・多目的広場・駐車スペース・ウォーミングアップ場を示します。
- (4) 優先利用団体：1種・2種・3種・4種・女子・シニア・審判・各種別の選抜(トレセン)・コーチングスタッフ・協会事務局各々が主催する公式行事を示します。
登録チーム利用団体：神戸市サッカー協会登録チームが行う公式戦以外の利用を示します。
一般利用団体：優先利用・登録チーム利用以外の利用を示します。
- (5) 協会：神戸市サッカー協会
- (6) 理事：神戸市サッカー協会常務理事

3 適用範囲

本規定は、施設を利用した競技に限ります。競技以外で利用する場合は、理事会での承認が必要です。

4 施設の利用日

施設の利用可能日は、次のとおりです。

- (1) すべての日曜日・土曜日・祝祭日（但し年末年始は除く）
 - (2) 春休み（3月25日～4月7日の平日）
 - (3) 夏休み（7月24日～8月31日の平日）
 - (4) 冬休み（12月25日～1月5日の平日）
- } 利用日については、毎年お知らせします。

5 施設の利用時間

施設の利用時間は、原則として9時～17時（撤収時間含む）までとします。ただし夏日（5月～9月）については、9時～19時までとします。競技の運営上の理由で止むを得ないと理事が判断した場合は、上記以外の時間においても利用することができます。

（その場合は別途協議の上時間外料金を徴収させていただきます。）

利用時間の切り替えについては、AMの場合9：00～13：00（撤収時間も含む）

PMの場合13：00～17：00（19：00）(撤収時間も含む)

6 施設負担金

施設負担金については、利用区分毎に定めております。

- (1) 優先利用 全日 1面 ￥8,000 半日 1面 ￥4,000
- (2) 登録チーム利用 全日 1面 ￥10,000 半日 1面 ￥5,000
- (3) 一般利用 全日 1面 ￥15,000 半日 1面 ￥7,500
- (4) 夏日における追加の施設負担金は、一律 ￥3,000 とします。

7 利用申し込み方法

協会が別途定める所定の「岩岡グラウンド利用申し込み兼結果通知表」(以下「申し込み表」という)用紙に必要事項を記入して、E-メールにて申し込みとします。記入に関しては不備のないようお願いいたします。

8 利用の許可

・ 優先利用団体

- (1) 利用年度の前年 12 月に年間をとおして受付します。通知は、1 月中旬になります。
- (2) 利用確定後は、随時利用許可書を発送しますので、会場に持参するようお願いいたします。

・ 登録チーム利用団体

- (1) 利用の 6 ヶ月前の月初めに受付し、10 日に締め切り 20 日に E-メールにて通知します。
但し年度当初の 4 月～7 月の利用については、受付を 1 月 5 日とし、締め切りを 1 月 10 日、通知を 1 月末とします。
8 月以降の利用については、上記のとおりとなります。

- (2) 利用確定後は、負担金納入後随時利用許可書を発送しますので、会場に持参するようお願いいたします。

・ 一般利用団体

- (1) 登録チーム利用の通知後先着順にて受付します。
- (2) 利用状況については、協会のホームページにて公表します。
- (3) 利用確定後は、負担金納入後随時利用許可書を発送しますので、会場に持参するようお願いいたします。

9 施設負担金の支払い

施設負担金の支払いは前納とします。利用決定の通知の案内時に振込み先のお知らせをしますので、期日までに支払いをお願いします。支払いの確認した後 E-メールにて利用許可書を発送します。

10 施設拡充負担金の支払いについて

車での来場には、施設拡充負担金として 1 台につき ￥500 / 1 日徴収させていただきます。

なお、マイクロバス及び大型バスについては、別途料金を徴収いたします。

11 利用の打ち合わせ

利用にあたっての事前打ち合わせにつきましては、利用申し込み表に添って協会から確認させていただく事がありますので、ご周知をお願いします。

12 利用承認の制限

次のいずれかの事項に該当するときは、利用申請の受付、または利用の許可をすることができません。

- (1) 利用の内容が施設の目的を逸脱する恐れがあるとき、または利用させることが施設の目的に照らして不相当と認められるとき。
- (2) 許可を受けた内容以外の目的に利用すると認められるとき。
- (3) 暴力団体または競技内容が明確でない団体、もしくはその関係者が主催、共催、後援または協賛する行事に利用しようとするとき。
- (4) 施設の管理・運営上、支障があると認められるとき。
- (5) その他理事が施設の利用に不相当であると認めるとき。

13 施設の利用許可の取り消し

次の事項に該当する場合、利用許可を取り消すことがあります。

- (1) 所定の期日までに利用料金を納入しないとき。
- (2) 利用申請書に虚偽の記録があったとき、または許可した利用目的・内容と異なる利用をしようとするとき。
- (3) 災害その他の不可抗力によって、施設の利用ができなくなったとき。
- (4) 施設の利用権の全部または一部を第三者に譲渡あるいは転貸したとき。
- (5) 「 11 . 利用承認の制限」の各事項に該当する事由が認められるとき。

14 施設入場の制限

理事は、次の事項に該当する入場者があるとき認められる場合には、入場拒否または退場させるものとします。

- (1) 他人の迷惑となる行為をし、または施設を破損する者。
- (2) 施設を利用することが、その者にとって危険であると認められる者。
- (3) 引率者が同伴しない6歳未満の幼児。
- (4) 施設管理・運営上の必要な指示に従わない者。
- (5) ペットを放し飼いにて入場させている者。
- (6) 施設周辺へ不法駐車し、施設を利用する者。
- (7) その他協会が施設の利用に不相当であると認められた者。

15 施設利用上の禁止事項

施設内において、次の行為を禁止し、従わなかった場合は以後の利用を制限「13.(7)」します。

- (1) 指定する場所以外での喫煙。
- (2) 施設および付属物を汚損すること。
- (3) 指定する場所以外へ廃棄物、ごみ等を捨てること。
- (4) 協会の許可なく寄付および募集行為をすること。
- (5) 利用許可以外のことを行うこと。
- (6) 施設内にて秩序を乱す行為を行うこと。

16 施設利用の中止

次の事項に該当する場合、利用者の施設利用を中止していただきます。

- (1) 「11.利用承認の制限」の各事項に該当する事由が発生したとき。
- (2) 利用許可された場所以外で競技を行ったとき。
- (3) 利用許可条件、利用規定または理事の指示を遵守しなかったとき。

17 フィールド面利用上の注意事項

フィールド面維持管理のため利用後は直ちに整地し、ゴール・フラッグ等資機材は所定の場所へ返納してください。

18 施設負担金の返還

「9.施設負担金の支払い」に定めた支払い方法に基づき一旦納付された施設負担金は、返還いたしません。ただし施設管理上協会の事由により利用の許可を取り消した場合は、この限りではありません。また、雨天等の取り扱いにおいても、理事の確認があれば、返還いたします。

19 利用の変更届け

利用の目的・内容等を変更する場合には事前に届け出をし、協会の許可を得ていただきます。変更の内容によっては、変更の不許可、利用許可の取り消しをさせていただく場合があります。また、協会の許可を得ずに利用目的・内容等を変更した場合には、以後の利用については制限いたします。

20 利用者の責務

- (1) 利用者は常に善良な指導者または代表者の注意をもって施設を利用するものとします。
- (2) 競技の運営および競技の必要な作業は、すべて利用者の責任で行っていただきます。(設営&撤収)
- (3) 利用者は施設内の秩序を保ち、規律ある行動をするよう責任を持っていただきます、
- (4) 多数観客が来場される場合には、必要に応じて観客誘導の目印を掲げるとともに、緊急時の対策を講じてください。特に付近住民に迷惑をかけないように心掛けてください。
- (5) 利用者が、施設を破損、汚損または滅失した場合は、ただちに協会へ報告し、利用者および協会双方の立会いのもとでその状況を確認し、これによって生じた損害を賠償していただきます。

- (6) 施設利用中に施設内において発生した事故等については、協会に重大な過失がない限り、すべて利用者に責任を負っていただきます。事故防止には万全を期すようにしてください。

21 責務と損害賠償責任

- (1) 「 1 2 .施設利用許可の取り消し」または「 1 5 .施設利用の中止」により、利用許可を取り消され、または施設利用の中止を命じられた場合、もしくは「 1 8 .利用変更届け出」により利用の目的・内容等の変更が許可されない場合において、利用者または第三者がこれによって損害を受けても、協会はその損害を賠償する責任を負いません。
- (2) 不測の事故、天災地変または官公庁の命令・指導等により、利用予定日の利用が不可能な事態が生じた場合、利用者または第三者がこれによって損害を受けても、協会はその損害を賠償する責任を負いません。
- (3) 競技期間中に施設内において発生した人身事故、荷物・現金等の盗難・車の破損事故その他一切の責任を負いません。
- (4) 損害賠償保険、損害保険・スポーツ安全保険等は、利用者の負担と責任において必ず加入してください。

22 本規定の改定

協会が必要と認めた場合には、本規定の改定を行うことがあります。

23 本規定に定めのない事項

本規定に定めのない事項については、必要に応じて協会が適宜定めるものとします。